

(電子メール施行)

医療第343号

令和5年7月14日

各施設長 殿

宮城県保健福祉部長

(公印省略)

令和5年度外部精度管理調査の実施について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の調査については、適切な医療を提供する上で必要不可欠な臨床検査の精度向上を目的とするものであり、今年度も宮城県及び一般社団法人宮城県臨床検査技師会と共同で実施することといたしました。

なお、検査項目については、宮城県衛生検査所精度管理専門委員会（※1）において調査内容を検討の上、設定しているところであり、各施設においては、本調査の趣旨を御理解いただき、積極的に御参加くださるようお願いいたします。

特に、衛生検査所（血清分離のみを行う衛生検査所を除く。）においては、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条の2第2項（※2）及び衛生検査所指導要領第2章第3節（※3）の規定により、都道府県その他の適当と認められる者が行う外部精度管理調査に年1回以上は参加することとされていますので御配慮願います。

（注）

※1 宮城県衛生検査所精度管理専門委員会

衛生検査所の精度管理面の指導監督等を行うため宮城県が設置している委員会で、医師及び臨床検査技師で構成されています。

※2 臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条の2第2項

衛生検査所の開設者は、その衛生検査所の検査業務について、外部精度管理調査（都道府県その他の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査をいう。）を受けなければならない。ただし、血清分離のみを行う衛生検査所については、この限りでない。

※3 衛生検査所指導要領（平成30年10月30日医政発1030第3号厚生労働省医政局長通知）

第2章第3節第2項の3 外部精度管理に関すること

都道府県、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会、一般社団法人日本衛生検査所協会等が行う外部精度管理調査に年1回以上は参加していることを確認すること。

医療政策課 医務班

電話 022-211-2614

E-mail imu@pref.miyagi.lg.jp